

関ヶ原町空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの概要と町の考え方

■パブリックコメントの実施状況

・ 募集期間

令和7年3月10日（月）～令和7年3月28日（金）

・ 意見の件数

1件

■意見の概要と町の考え方

意見の概要	意見に対する町の考え方
特定空き家について、認定審査会などにより認定して、解消のための諸問題について審議して決めるのが妥当と思います、又委員の選定基準はどのように定めるのか。	特定空き家等の認定については、空家等対策協議会を立ち上げ認定の判断をします。 また、委員の選定は関ヶ原町空家等対策協議会設置要綱に基づき行います。
今後法22条の執行について具体的にどのように進めるか。	空家法22条の執行については、現地調査を行い、事前に所有者等に通知を行います。状態が改善されない場合は、本計画第4章第5節に従い対応します。